

令和5年度 東京都働きやすい 職場環境づくり推進奨励金

東京都労働相談情報センター

1 奨励金の概要

(1) 実施目的

都内中小企業等に対し、従業員の育児・介護や病気治療、ライフイベントと仕事との両立支援等の推進を図るための取組を奨励することにより、中小企業等における働きやすい職場環境づくりを推進する。

(2) 奨励条件

P8に記載の要件を満たす奨励対象事業者が、奨励事業を実施した場合に奨励金を交付する。

(3) 事業実施期間

3か月(延長不可)

(4) 昨年度からの主な変更点

1. 「Ⅱ ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン(20万円)」を新設

既存の「Ⅰ 働きやすい職場環境づくり推進プラン(上限100万円)」と組み合わせて申請可能(上限120万円。申請可能社数には限りあり。)。※Ⅱプラン単独(20万円)でも申請可能。

2. IプランAコース①の取組事項1において、祖父母が孫の為に育児休暇を取得できる制度を奨励対象に追加

詳細は申請の手引きP31を参照。

3. IプランAコース③の取組事項2を内容変更

詳細は申請の手引きP38を参照。

4. IプランBコース②において、すでに育児・介護休業法を上回る制度が整備されていても申請可能に変更

(5) 奨励金交付額

I 働きやすい職場環境づくり推進プラン（上限100万円）

A 育児と仕事の両立推進コース

事業名	取組事項	奨励金額
①育児と仕事の両立制度整備事業 ※	育児と仕事の両立支援のための休暇制度等を新たに整備	20万円
②男性の育児参加推進事業	男性の育児参加を推進するための目標や取組内容を設定	20万円
③育児中の従業員のための多様な選択肢整備事業	育児中の従業員が各自の状況に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、法を上回る育児休業制度や子育て支援制度等を新たに整備	40万円

B 介護と仕事の両立推進コース

事業名	取組事項	奨励金額
①介護と仕事の両立推進事業	介護と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置し、取組計画を策定	40万円
②介護離職防止のための制度整備事業 ※ B②に取り組むには、B①を実施していることが必要です。	介護中の従業員が各自の状況に応じて柔軟な働き方ができるよう、法を上回る介護休業制度や介護サービス利用支援制度等を新たに整備	40万円

C 病気治療と仕事の両立推進コース

事業名	取組事項	奨励金額
病気治療と仕事の両立推進コース ※	病気治療と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置し、病気治療のための休暇制度を新たに整備	20万円

※印のコース・事業は、ジョブリターン制度を整備することで さらに**20万円加算**されます。

（ジョブリターン制度とは、結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護および病気治療等を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度を言います。なお、複数のコースや事業を実施した場合でも、最大20万円です）

II ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン

NEW!

事業名	取組事項	奨励金額
ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン	育児等のライフイベントと仕事を両立できるようスキルアップ支援制度を新たに整備	20万円

事業内容：奨励事業から実施するプランやコース・事業を自由に選択し（複数選択可）、都が定める全ての取組事項の実施が確認できた場合に、各奨励金額の合計額を支給

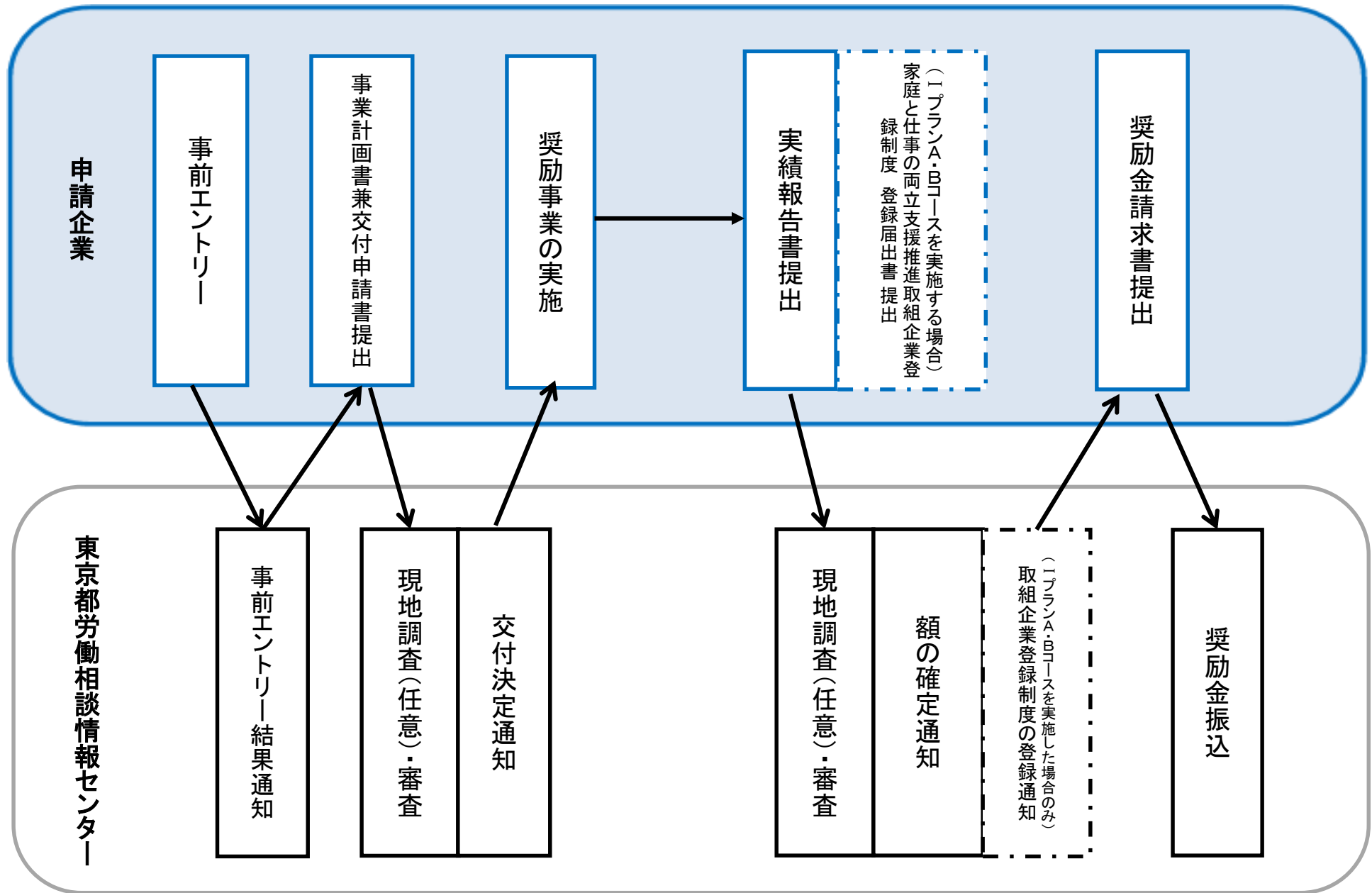
【奨励事業の組み合わせパターン】

I パターン I プラン単体で実施（上限100万円）

I + II パターン I プラン（上限100万円）とIIプラン（20万円）を組み合わせ
て実施（上限120万円）
※IIプランのみ実施も可能（20万円）

※事前エントリー時に「I パターン」又は、「I + II パターン」どちらで取り組むか選択してください。予定社数を上回る申込があった場合には、まず「I + II パターン」のみで抽選を行い、「I + II パターン」の当落を決定します。「I + II パターン」で申請し、落選した場合は、自動的に「I パターン」に含めて再抽選を行います。

(6) 手続きの流れ



(7) 年間のスケジュール等

＜事前エントリー受付日から交付決定日(事業開始日)までのスケジュール＞

	事前エントリー受付日	申請書類提出期限	交付決定日	予定社数	
	※時間は10時～15時			Iパターン	I+IIパターン
第1回	6月5日(月)、6月6日(火)	7月3日(月)	8月1日(火)	120社	15社
第2回	7月4日(火)、7月5日(水)	8月1日(火)	9月1日(金)	120社	35社
第3回	7月27日(木)、7月28日(金)	8月29日(火)	10月1日(日)	130社	30社
第4回	8月24日(木)、8月25日(金)	9月21日(木)	11月1日(水)	105社	15社
第5回	10月3日(火)、10月4日(水)	11月2日(木)	12月1日(金)	25社	5社

※事前エントリー受付時間は、受付日の10時から15時です。

※各回の予定社数、事前エントリー受付日、申請書提出期限は、TOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei> をご覧ください。

<交付決定日（事業開始日）からのスケジュール>

	交付決定日 (事業開始日)	事業実施期間 (3か月以内)	報告書提出期限
第1回	8月1日(火)	8月1日～10月31日	11月15日(水)
第2回	9月1日(金)	9月1日～11月30日	12月15日(金)
第3回	10月1日(日)	10月1日～12月31日	1月15日(月)
第4回	11月1日(水)	11月1日～1月31日	2月15日(木)
第5回	12月1日(金)	12月1日～2月29日	3月15日(金)

必ず交付決定日(事業開始日)以降、事業実施期間内に取り組みを行ってください。交付決定日(事業開始日)より前に取り組みを開始することや事業実施期間を延長することはできません。都が定めるスケジュール以外で事業を実施した場合は奨励対象外となります。

(8) 奨励対象事業者の要件

1. 都内で事業を営んでいる中小企業等(常時雇用する労働者数が300人以下)であること
2. 都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上雇用していること
常時雇用する労働者のうち1名は、6か月以上継続して雇用していること
3. 都内に勤務する男性従業員が1名以上いること(IプランAコース②を実施する場合)
4. 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること
5. 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
6. 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること
7. 都税の未納付がないこと
8. 過去5年間に重大な法令違反等がないこと

※この他にも要件があります。詳細はTOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei> をご覧ください。

2 奨励金の事前エントリー

(1) 事前エントリー方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」から事前エントリーを行ってください。

「TOKYOはたらくネット」 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

▷働く環境の改善 ▷働きやすい職場環境づくりの支援 ▷東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金

(2) 事前エントリー受付について

5回に分けて受付を行います。

受付日については、「TOKYOはたらくネット」をご参照ください。

受付時間は受付日の10時から15時です。

① 事前エントリーに関する注意事項

- ・事前エントリーは先着順ではありません。予定社数を上回る申込があった場合には抽選を行い、申請可能企業を確定します。
- ・事前エントリー時に「Ⅰパターン」又は、「Ⅰ＋Ⅱパターン」どちらで取り組むか選択してください。まず、「Ⅰ＋Ⅱパターン」のみで抽選を行い、「Ⅰ＋Ⅱパターン」の当落を決定します。「Ⅰ＋Ⅱパターン」を申請し、落選した場合は、自動的に「Ⅰパターン」に含めて再抽選を行います。
- ・事前エントリーは企業等の担当者が行ってください。(代理人による入力は認められません)。
- ・担当者欄には企業等の担当者の連絡先を登録してください(申請企業以外を連絡先にすることは認められません)

② 事前エントリー結果通知(申請可能企業確定の連絡)

・申請可能企業確定のご連絡は、受付日から7営業日以内にエントリーの際に入力いただいたEメールアドレスに労働相談情報センターから行います。抽選を行わなかった場合も連絡します。事前エントリー後7営業日を経過しても連絡がない場合は、企業の担当者が直接、当センター企業支援担当(03-5211-2248)へお問い合わせください。

3 交付申請

(1) 申請書の提出場所

エントリー確定の際にご連絡した担当の労働相談情報センター・各事務所

(2) 申請書の提出方法

郵送のみ

- ・記録が残る簡易書留、レターパックプラス等の方法により送付してください。
- ・代理提出の場合は委任状を必ず添付してください。

(3) 申請期限

P6に記載のとおり。詳細は「TOKYOはたらくネット」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei>

をご参照ください(提出期限日必着)。

(4) 申請回数

1年度につき1回限り

(5) 申請書類

1	申請時提出チェックリスト	原本1部
2	事業計画書兼交付申請書（様式第1号）	原本1部
3	誓約書（様式第2号）	原本1部
4	雇用保険適用事業所設置届（事業主控）	写し1部
5	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	写し1部
6	最新の就業規則、その他社内規程	写し1部
7	事業所一覧	原本1部
8	会社案内または会社概要	原本1部
9	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本1部
10	印鑑登録証明書	原本1部
11	都税の納税証明書	原本1部

※上記以外にも提出書類があります。詳細はTOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei> をご覧ください。

※申請書類各種様式は、上記URLよりダウンロードできます。

4 各プラン、コース・事業の概要

(1) Iプラン A 育児と仕事の両立推進コース

事業名	取組事項	奨励金額
①育児と仕事の両立制度整備事業	1.育児と仕事の両立支援制度の整備 2.研修会等への参加 3.社内研修の実施	20万円
	育児・介護・病気治療等からのジョブリターン制度整備加算 (上記3つの取組に加え、以下の取組を全て実施) 1.ジョブリターン制度の整備 2.退職者への個別の説明・意向把握、意向ある者への定期的な情報提供等の制度化	+20万円
②男性の育児参加推進事業	1.育児と仕事の両立支援制度の利用状況等調査 2.社内制度利用拡大に向けた取組の検討 3.社内目標の設定 4.研修会等への参加 5.社内研修の実施	20万円
③育児中の従業員のための多様な選択肢整備事業	1.育児休業制度の整備 2.円滑な育休取得の促進及び育休後の職場復帰に向けた社内制度の整備 3.子育て支援制度の整備 4.研修会への参加 5.社内研修の実施	40万円


(2) Iプラン B 介護と仕事の両立推進コース

事業名	取組事項	奨励金額
①介護と仕事の両立推進事業	1.相談窓口の設置 2.研修会等への参加 3.介護と仕事の両立に係るニーズ調査 4.取組計画の策定 5.社内研修の実施 6.計画等の社外発信	40万円
②介護離職防止のための制度整備事業	1.介護休業制度の整備 2.円滑な介護休業等の取得促進及び仕事との両立に向けた社内体制の整備 3.介護サービス利用支援制度の整備 4.介護と仕事の両立支援制度の整備 5.研修会等への参加 6.社内研修の実施	40万円
	育児・介護・病気治療等からのジョブリターン制度整備加算 (上記6つの取組に加え、以下の取組を全て実施) 1.ジョブリターン制度の整備 2.退職者への個別の説明・意向把握、意向ある者への定期的な情報提供等の制度化	+20万円

(3) Iプラン C 病気治療と仕事の両立推進コース

事業名	取組事項	奨励金額
病気治療と仕事の両立推進コース	1.相談窓口の設置 2.研修会への参加 3.病気治療休暇制度の整備 4.社内研修の実施	20万円
	育児・介護・病気治療等からのジョブリターン制度整備加算 (上記4つの取組に加え、以下の取組を全て実施) 1.ジョブリターン制度の整備 2.退職者への個別の説明・意向把握、意向ある者への定期的な情報提供等の制度化	+20万円

(4) II ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン

事業名	取組事項	奨励金額
ライフイベントと仕事の両立スキルアップ応援プラン 	1.スキルアップ支援制度導入に向けた検討 2.研修会への参加 3.スキルアップ支援制度の整備 4.社内研修の実施	20万円

お問合せ先

<申請について>

東京都労働相談情報センター

電話:03-5211-2248

<その他事業全体について>

東京都産業労働局 雇用就業部

労働環境課 雇用平等推進担当

電話:03-5320-4649

奨励金の詳細について

「TOKYOはたらくネット」 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>をご参照ください。

「令和5年度版 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金 申請の手引き」も

上記URLよりダウンロードできます。